

第3章 大田区地域福祉活動計画の内容

この章では、体系図に掲げた事業活動について、その概要や取り組みにあたっての視点等について整理しました。表の見方は次の通りです。

〔 表 の 見 方 〕

体 系 図	I-1-(2)			
事 業 名	ほほえみ訪問サービス			
事 業 概 要	希望者に対して、大田社協に登録した協力者が、自宅を月2回程度訪問して安否確認や福祉サービスについての情報提供を、無料で行う。 サービスの対象は、区内在住で 65 歳以上又は心身に障害のある方。大田社協は、サービス利用申込みを受けて事前調査の上、協力者に訪問を依頼する。			
取 り 組 み 方	サービス利用者や協力者の募集は、チラシのほか、福祉サービス事業者等の協力も得て、年間を通して実施する。 訪問は月2回程度とし、玄関先で5～10 分程度面談しながら、心身の状況や悪質業者等不審人物の来訪、その他心配ごと等について確認する。 訪問の結果は、協力員から報告を受けるものとし、その内容について、必要に応じて関係機関へ連絡を行う。			
	28年度	31年度		32年度
	推進 			
	利用者 60名	利用者 70名	利用者 80名	利用者 90名
補 足 事 項 そ の 他	今後、高齢者世帯の増加が見込まれ、福祉的側面のみならず、防災・防犯の面からもこのサービスの意義が高まることが予想されることから、利用者の拡大とともに、協力者の充実にも努め、「支えあい」のための活動のひとつとして、地域に定着させたいと目指している。			

❖5年後の姿❖

互助・共助・公助の調和が保たれ、住民は自分の生活状況に合わせたサービスの選択ができます。

1

個人の暮らしを支える

体 系 図	I-1-(1)				
事 業 名	虹のサポートおおた(日常家事・軽度介護サービス)				
事 業 概 要	住民参加型在宅福祉サービスとして、会員制(利用会員及び協力会員)で実施している。利用会員は大田区内に在住する「65歳以上であり日常生活が困難な方」、「身体に障害があり、日常生活が困難な方」及び「臨月から産後5か月までの方」を対象としている。社協は、事前の訪問調査、連絡調整、利用料徴収と支払い等を行う。 < 料金 > ・ 日常家事サービス 1時間 800 円 ・ 軽度介護サービス 1時間 880 円 ・ 産前産後家事サービス 1時間 800 円				
取 り 組 み 方	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	推進 				
	年間延利用件数 900件	年間延利用件数 936件	年間延利用件数 972件	年間延利用件数 1,008件	年間延利用件数 1,044件
補 足 事 項 そ の 他					

こんなこともありました

「虹のサポートおおた」のサービス利用者宅に、ある日電話がありました。

居合わせた協力会員が不審に思い、金融機関に「振り込め詐欺ではないか」と相談しました。

金融機関から通報を受けた警察が調べたところ、「振り込め詐欺」と判明し、被害を未然に防ぐことができました。

後日、協力会員と大田社協は、警視庁から感謝状をいただきました。



体 系 図	I-1-(2)				
事 業 名	ほほえみ訪問サービス				
事 業 概 要	希望者に対して、大田社協に登録した協力者が、自宅を月2回程度訪問して安否確認や福祉サービスについての情報提供を、無料で行う。 サービスの対象は、区内在住で65歳以上又は心身に障害のある方。大田社協は、サービス利用申込みを受けて事前調査の上、協力者に訪問を依頼する。				
取 り 組 み 方	サービス利用者や協力者の募集は、社協だよりやホームページ、チラシのほかに、福祉サービス事業者等の協力も得て、年間を通じて実施する。 訪問は月2回程度とし、玄関先で5～10分程度面談しながら、心身の状況や悪質業者等不審人物の来訪、その他心配ごと等について確認する。 訪問の結果は、協力者から報告を受けるものとし、その内容について、必要に応じて関係機関・団体とも協力しながら対応する。				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	推進 				
	利用者 60名	利用者 70名	利用者 80名	利用者 90名	利用者 100名
補 足 事 項 そ の 他	今後、高齢者世帯の増加が見込まれ、福祉的側面のみならず、防災・防犯の面からもこのサービスの意義が高まることが予想されることから、利用者の拡大とともに、協力者の充実にも努め、「支えあい」のための活動のひとつとして、地域に定着させ拡げていくことを目指していく。				

体 系 図	I-1-(3)				
事 業 名	車いす無料貸出事業				
事 業 概 要	①疾病、負傷等の理由により、緊急に車いすを必要とする方に対して、連続して最長2か月間、無料で車いすを貸出する。 ②貸出しは区民に対して行うが、利用者は区民に限定しない。 ③2か月を超える希望があっても、一度返却を求め、7日間後に改めて貸出しを行う。				
取 り 組 み 方	①貸出し頻度が高く、ブレーキ等の劣化が進みやすいので、定期的に保守管理を行い、安心安全な利用に努める。 ②これまでの実績を踏まえ、また多様なオリンピック関連行事等を契機に大田区への来訪者も増加することが予想されるので、年間貸出件数1,000件以上が可能な体制を維持する。				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	推進 				
	貸出 900件	貸出 950件	貸出 1,000件	貸出 1,000件	貸出 1,000件
補 足 事 項 そ の 他	車いす利用希望者の利便性を向上させるため、「車いすステーション事業」に加え、他の社会福祉法人による社会貢献活動の観点からの事業協力の可能性を検討していく。				

体 系 図	I-1-(4)				
事 業 名	車いすステーション事業(車いす無料貸出)				
事 業 概 要	大田社協がある大田区社会福祉センター(蒲田)で行っている車いすの無料貸出事業を補完し、かつ、地域福祉活動のひとつの拠点づくりを目的として、区内の事業所や地域活動団体の協力を得て、当該団体の管理する場所を「車いすステーション」と位置付け、車いすの無料貸出しを行う。				
取 り 組 み 方	貸出し用の車いすは、社協で購入する。拠点(ステーション)を設置する協力事業所・団体は、貸出しに係る事務を行い、車いすの修繕等は社協が担当して実施する。貸出し期間は1か月を上限とする。 拠点(ステーション)は、半径 600mに1か所を目安に整備し、将来的には区内全域に 30 か所程度設置することを目指す。				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	推進 				
	拠点数 17か所 貸出 500件	拠点数 20か所 貸出 600件	拠点数 23か所 貸出 700件	拠点数 26か所 貸出 800件	拠点数 30か所 貸出 900件
補 足 事 項 そ の 他	事業の実施にあたり、協力事業所・団体とは、「寄託契約(車いすを預かる契約)」を締結している。				

体 系 図	I-1-(5)				
事 業 名	生活困窮者食料支援事業				
事 業 概 要	生活福祉課(4か所)、大田区生活再建・就労サポートセンター等における相談を経て作成された「食料支給申請書」に基づき、社協において年2回を上限として食料を給付(1回につき、10 日分相当)する。 食料の調達は、事業者から購入するほか、フードバンクからの提供を受ける。				
取 り 組 み 方	大田社協を中核とした「食料」に関するネットワークを形成し、他の機関団体が提供する生活困窮者のためのセーフティネットを補完するしくみづくりを推進する。				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	推進 				
	400セット支給	400セット支給	400セット支給	400セット支給	400セット支給
補 足 事 項 そ の 他	①食料給付方法について、地域によっては交通費負担等が生じることから、関係機関等と協議しながら改善を図る。 ②給付数や食料の構成等は、経済情勢、受給者の意向等により変動することから、400 セット分を毎年用意する基本量とし、各年度においては、前年度の支給状況を勘案しながら調達する分量を調整する。				

体 系 図	I-1-(6)				
事 業 名	補装具支給事業				
事 業 概 要	大田区の4地域福祉課を通じて、希望する高齢者や視覚障害者等にT字杖、伸縮型杖及び杖用消耗品を支給して、外出時等の安全の確保が図られるように支援している。				
取 り 組 み 方	生活困窮や心身の障害がある方を対象とした事業として行ってきたが、杖の価格やデザイン、材質、取扱店舗等が多様化しており、利用者側の選択の幅が広がってきている。このようなことから、社協が一括して購入し配布する意義は薄らいできている。 したがって、30年度を目途に事業の全面的な見直しを行い、事業の方向性等を検討する。				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	推進	→ 見直し			
	T 字 200本 伸縮型 300本	T 字 100本 伸縮型 150本	T 字 100本 伸縮型 150本		
補 足 事 項 そ の 他					

居場所(住民交流の拠点)で「車いすステーション」



体 系 図	I-1-(7)				
事 業 名	児童見守り激励事業				
事 業 概 要	①児童養護施設・母子生活支援施設で暮らす児童生徒を対象に、こどもの日とクリスマスに合わせて、希望する玩具等をプレゼントする。 ②児童養護施設・母子生活支援施設に対して、共用で使用する遊具等を贈呈する。 ③生活保護世帯の児童に、成長と入学を祝い、記念品を贈呈する。				
取 り 組 み 方	【プレゼント・共用備品】 ①プレゼントは、購入費の一部を施設に預け、施設と当該児童生徒が相談して購入する。 ②共用備品は、児童養護施設・母子生活支援施設で物品を選定。社協は代金の一部を施設に給付する。				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	見直し 推進	→			新しい枠組 みにて推進
	事業内容等について施設と協議		児童福祉関係 団体等との協議		
	【入学記念品】 ①記念品の贈呈は、対象の児童生徒の居住地域を担当する民生委員等を通じて贈呈する。				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	推進	→			
	必要数を贈呈	必要数を贈呈	必要数を贈呈	必要数を贈呈	必要数を贈呈
補 足 事 項 そ の 他	①プレゼントや共用備品は、慰問的意味を持って長く続いている事業である。しかし、子どもを取り巻く「貧困」の問題は、学習環境や情報通信技術の習得の機会についても格差を生じさせていることから、児童福祉関係団体等と協議して、これからの時代に即した見守り・支援事業の構築を目指す。 ②平成28年度中に、翌年4月の消費税率改定への対応等事業内容について、当該施設と協議を進める。				



体 系 図	I-1-(8)				
事 業 名	法人後見活動等				
事 業 概 要	①生活が困窮している、親族関係が疎遠等の事情により、後見人等の選任が難しいケースについて、大田社協が法人として受任又は「社会貢献型後見人養成講習」修了者と連携(社協が監督人に就任)して成年後見制度の利用拡大を図る。 ②委任契約に基づき、任意後見契約の受任、身体に障害のある方を対象とした「支払い代行サービス」の提供、寄託契約(物品を預かり保管する契約)に基づき、預金証書等重要書類を保管する「証書等預りサービス」を行う。利用料は、1か月1,000円～(別途消費税)。 ③判断能力の低下が見られる等の事情があるが、本事業に係る利用料等については理解できる高齢者、知的障害者、精神障害者を対象として、福祉サービス利用の助言や預貯金の払い戻し、重要書類の保管等を、契約を結んで実施する。利用料は、1か月1,000円(消費税非課税)。				
取 り 組 み 方	【法人後見等】 法人としての後見受任等は、大田社協が設置した権利擁護業務推進委員会において事案を審査した後に決定する。また、市民後見人に依頼する場合は、大田社協が担当していたケースとする(リレー方式)。				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	推進 				
	新規受任 5件	新規受任 5件	新規受任 5件	新規受任 5件	新規受任 5件
	後見監督 5件	後見監督 10件	後見監督 15件	後見監督 20件	後見監督 25件
	【委任契約・寄託契約】 任意後見契約と支払い代行サービスを組み合わせた契約のほか、「死後事務委任契約(東京司法書士会大田支部)」を加えた公正証書による契約など、専門職と公証役場等と連携しながら、「将来への備え」を目的としたサービスとして取り組んでいく。				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	推進 				
	新規契約 委任6件 寄託3件	新規契約 委任6件 寄託3件	新規契約 委任6件 寄託3件	新規契約 委任6件 寄託3件	新規契約 委任6件 寄託3件
	【地域福祉権利擁護事業(東京都社会福祉協議会受託事業)】 東京都社会福祉協議会が定めるマニュアルに基づき実施する。各年度末契約件数54件超と、前年度比契約件数5件程度の純増を目標とする。				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	推進 				
	契約純増 5件	契約純増 5件	契約純増 5件	契約純増 5件	契約純増 5件
補 足 事 項 そ の 他	権利擁護関係の業務は、法人として受任した後において、具体的な受任事務を適切に履行するためには、人員の確保とその研修等が重要となることから、人材確保のための方策についても、必要な措置を講じていく。				

体 系 図	I-1-(9)				
事 業 名	生活福祉資金貸付事業				
事 業 概 要	生活福祉資金貸付事業は、低所得世帯等に対して、その生活を経済的に支えけるとともに、在宅生活や社会参加の促進を図ることを目的とする。東京都社会福祉協議会から、貸付相談・手続きに関する事務の一部業務を受託している。貸付の実行や債権管理は、東京都社会福祉協議会が行う。				
取 り 組 み 方	この事業は、低所得世帯等に対する民生委員による相談活動の中から、経済的な支援策として誕生した歴史があり、現在も貸付相談や貸付後も返済完了まで、民生委員による相談助言も行われている。貸付と相談支援がセットになっていることに特色があることから、その強みを活用して、貸付前から返済完了までの相談活動の充実を目指す。				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	推進 				
	相談対応 2,300件	相談対応 2,350件	相談対応 2,400件	相談対応 2,450件	相談対応 2,500件
補 足 事 項 そ の 他	生活福祉課等関係機関等との連携を図りながら、制度に関する広報活動の拡充と、対象となる世帯の経済的自立等を支援していく。				

体 系 図	I-1-(10)				
事 業 名	受験生チャレンジ支援貸付事業				
事 業 概 要	受験生チャレンジ支援貸付は、一定の所得以下の世帯の子どもへの支援として、学習塾代や高校・大学等の受験費用の貸付を行う。大田区から貸付相談・手続き等に関する事務を受託している。				
取 り 組 み 方	全都的に実施されており、大田区では区からの受託事業として実施。 塾代や高校大学の受験料の捻出が難しい一定所得以下の世帯に、必要な資金の貸付を行い、将来の自立に向けて意欲的な子供たちの高校や大学等の受験を支援する。なお、貸付金は、高校・大学等に入学したときは、所定の手続きをすることにより返済が免除になる。				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	推進 				
	相談対応 2,700件	相談対応 2,800件	相談対応 2,900件	相談対応 3,000件	相談対応 3,100件
補 足 事 項 そ の 他	生活福祉課等関係機関団体との連携を図りながら、制度に関する広報活動の拡充と、対象となる世帯の経済的自立等を支援していく。				

体 系 図	I-1-(11)				
事 業 名	障害者総合支援事業				
事 業 概 要	障害者総合支援法に基づき、「基準該当障害福祉サービス事業者」として重度視覚障害者を対象に「同行援護」及び「居宅介護（通院等介助）」に関するサービスを、また、常に介護を必要とする重度肢体不自由者を対象に「重度訪問介護」に関するサービスを提供する。 サービスの提供は、利用契約を締結し、大田区において決定した支給量の範囲内で行う。				
取 り 組 み 方	サービス提供責任者を2名体制とし、提供する「利用時間数」の拡大や、従事するヘルパーの現任研修等の充実を図る。				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	推進 				
	利用時間 38,500時間	利用時間 39,000時間	利用時間 39,500時間	利用時間 40,000時間	利用時間 40,500時間
補 足 事 項 そ の 他					

2

地域を結ぶ

体 系 図	I-2-(1)				
事 業 名	サロン活動支援				
事 業 概 要	高齢者、障害者又は子育て中の住民等が自ら活動主体となって、世代、障害の有無及び性別等に関わらず、安心して暮せる地域社会の実現を目的として行なわれる「サロン活動」に対して、大田社協が定める「サロン事業要綱」に基づき、相談助言等の支援を行う。 ①サロン活動への助成 ②サロン活動総合保険（登録する団体の活動を包括的に補償） ③レクリエーション器材の貸出				
取 り 組 み 方	サロン活動の自主性や主体性を尊重しつつ、魅力ある活動を持続していくための方法等について、サロン主宰者等関係者とともに事例の蓄積と分析を行いながら、その成果を相談助言活動を通じて提供していく。				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	推進 				
	新規登録サロン 5団体増	新規登録サロン 5団体増	新規登録サロン 5団体増	新規登録サロン 5団体増	新規登録サロン 5団体増
補 足 事 項 そ の 他	サロン活動は、年数が経過する中で、既存のグループの休止や解散等も生じることから、新しいグループの誕生に向けて支援していく。				

体 系 図	I-2-(2)				
事 業 名	「居場所(住民交流の拠点)」づくり				
事 業 概 要	様々な事情により福祉的支援を必要とする高齢者や障害者、子育て世代等を対象に行われる、身近な場所で継続的に取り組まれている住民主体の交流活動に対し、運営に関する相談助言や連絡調整、活動資金助成等を行い、その活動の充実を支援する。				
取 組 み 方	大田社協が定める「居場所」事業に関する要綱に基づき、次のような取り組みを展開していく。 ①「居場所」活動の啓発や運営に関する相談助言、セミナー等の実施。 ②要綱に基づき、大田社協に登録した「居場所」実施団体に対する活動費の助成や広報活動への協力。				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	推進  新規開設を2年ごとに1～2か所程度、5年間で4～5か所程度新規開設を目指し、既存(27年度)の登録団体6団体と合わせて、10団体以上が活動している状況を構築する。				
補 足 事 項 そ の 他	「居場所」活動を継続的に行う上で「活動資金の確保」、「担い手の確保」等の課題について、関係者との意見交換等を重ねて具体的な対策作りにも取り組んでいく。				

体 系 図	I-2-(3)				
事 業 名	民生委員児童委員活動支援事業				
事 業 概 要	18地区ある民生委員児童委員協議会が行う、担当地域を中心とした調査活動や地域福祉活動に対して、経費等の一部を助成することにより、地域のニーズの把握や、先駆的な活動への取り組み等を支援する。				
取 組 み 方	①各地区民生委員児童委員協議会の定数ごとに区分を設け、年間定額を助成する。 ②現に就任している民生委員児童委員及び主任児童委員に、研究調査費を助成する。				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	推進 				
補 足 事 項 そ の 他	「目標Ⅲ プラットフォーム化を進める」の「2 連携・協働に向けた情報の共有」で掲げているように、民生委員児童委員活動と社協活動は、歴史的にも制度的にも密接な関係があることから、十分な連携のもとに事業を進めていく。				

体 系 図	I-2-(4)				
事 業 名	心身障害者団体活動支援				
事 業 概 要	心身障害者団体等の活動に対して、その活動経費に係る資金を助成して、安定的な活動の展開を支援する。				
取 り 組 み 方	共同募金地域福祉活動費(歳末たすけあい募金)を原資として、心身障害者団体の活動の経費を助成する。				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	推進 				
	大田社協が定める助成事業規程等に基づき、対象となる団体に助成金を給付する。				
補 足 事 項 そ の 他					

体 系 図	I-2-(5)				
事 業 名	敬老の日祝品等贈呈事業				
事 業 概 要	歳末たすけあい運動を原資とする共同募金配分金を活用して、敬老の日の前後に、区内に在住する米寿・100歳超の高齢者を対象として、記念品の贈呈等を行い、長寿をお祝いする。 ①米寿を迎える高齢者には、地元の民生委員児童委員を通じて、記念品を贈呈する。 ②100歳超の高齢者には、祝金を大田社協から直接贈呈する。 ③区内の小学生が作成したメッセージカードを添える。				
取 り 組 み 方	この事業は、地域社会の発展に尽くしてこられた方々の長寿を、地元の小学生の協力を得てお祝いすることで、対象者と小学生を含めた地域の連帯感の醸成を図ることに視点を置いて推進する。				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	推進 				
補 足 事 項 そ の 他	小学生によるメッセージカードの作成は、あらかじめ大田区教育委員会を通じて、各小学校に依頼している。				

体 系 図	I-2-(6)				
事 業 名	区民活動団体助成事業				
事 業 概 要	大田区内で、社会貢献活動等に関する活動実績が3か月以上ある団体を対象として助成金を給付し、当該団体の活動の活性化を支援する。 ①助成団体の決定は年2回公募し、大田社協が設置した助成金審査会において申請内容を審査した上で会長が決定する。 ②助成金は、10万円を上限とする。 ③助成の対象となった事業終了後は、大田社協あてに「事業報告書」を提出する。				
取 り 組 み 方	この助成事業は、必ずしも福祉に直結するものではないが、当該団体の活動が、住民の身近にある生活課題への意識啓発と、課題の解決に向けた協働の機会を作り、その結果として地域福祉の推進にも寄与することが期待できる社会貢献活動の充実を目指していく。				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	推進 				
	助成数 7件	助成数 8件	助成数 10件	助成数 10件	助成数 10件
補 足 事 項 そ の 他					

体 系 図	I-2-(7)				
事 業 名	ボランティア活動助成事業				
事 業 概 要	大田区内で、ボランティア活動を引き続き3か月以上活動している任意の団体を対象として助成金を給付し、当該団体の活動を支援する。 ①助成団体の募集は、年1回(春)に行う。 ②助成対象とする活動は、高齢者や障害者等に対するボランティア活動や活動者の養成研修、地域福祉に寄与するモデル的活動等としている。 ③助成先、助成額(10万円以内)等は、大田社協の助成金審査会において審議し、会長が決定する。 ④助成事業終了後は、大田社協あてに「事業実績報告書」を提出する。				
取 り 組 み 方	この事業はボランティア団体を対象とした助成事業として、30年近く行われており、区内のボランティア活動の活性化を支えてきた。その意味でこの制度に対する信頼は高い。将来に向けて、より多くのグループが安定的な活動が図られるように制度を運用する。				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	推進 				
	助成団体数 60団体	助成団体数 60団体	助成団体数 65団体	助成団体数 65団体	助成団体数 70団体
補 足 事 項 そ の 他					

体 系 図	I-2-(8)				
事 業 名	歳末たすけあい運動				
事 業 概 要	例年 12 月、東京都共同募金会主催のもと、行政機関、自治会町会、民生委員児童委員協議会と協力して実施。募金の名称は「歳末たすけあい・地域ふれあい募金」としている。 募金は、自治会町会から各世帯に「募金袋」を配布。募金は各自治会町会で取りまとめ、特別出張所を経由して大田社協に寄せられる。 募金の使途については、次のとおり。 ①援護費(心障者等への見舞金) ②事務費(募金袋印刷代等) ③都共募納付金(同一額が翌年度に大田社協に配分される)				
取 り 組 み 方	全国的に見ても共同募金実績は、前年度を下回る状況が続いていることから、次の点に留意して運動を展開する。 ①募金活動については、自治会町会を主体とした活動に加えて、街頭募金の充実等を図り、募金方法の多様化と、募金額の減少幅の縮小を目指す。 ②翌年度に都共募から配分される資金(地域福祉活動費)の使途について、丁寧な広報に努め、より一層の住民の理解と協力を求めている。				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	推進 				
	募金額減少幅を前年度比1%以内	募金額減少幅を前年度比1%以内	募金額減少幅を前年度比1%以内	募金額減少幅を前年度比1%以内	募金額減少幅を前年度比1%以内
補 足 事 項 そ の 他	平成 25 年度から 27 年度の募金実績は、毎年 4,600 万円を超えており、都内でもトップクラスの実績を有しているが、対前年度比で見ると平均して約 1.2%減少している。				



駅頭での街頭募金活動

地域協働連携事業の愛称：Via Nova(ウィア ノア)

体系図	I-3-(1)				
事業名	おおたスマイルプロジェクト 《新規》				
事業概要	大洋社・池上長寿園・大田幸陽会と大田社協の4社会福祉法人を中核として、ひとり親家庭の子ども(小中学生)を対象とした体験型学習支援活動(事業名：れいんぼう)を実施する。				
取り組み方	①大森東地区と久が原地区で開催する。対象者は、それぞれの地区に居住又は対象としている地区に所在する学校に通っている小学生から中学生。定員は15名以内とする。 ②活動内容は、英語検定や漢字検定等に向けた学習や、調理と体操、職場体験等を行う。 ③大森東地区と久が原地区ともに、1期を6か月(月2回程度)とし、それぞれ年間2期開催する。 ④参加者の指導は大洋社、池上長寿園と大田幸陽会は会場を提供し、大田社協は広報や連絡調整、申込受付、運営経費の確保等を担当する。				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	推進 				
	2期開催	2期開催	2期開催	2期開催	2期開催
補足事項 その他	①「おおたスマイルプロジェクト」は、ウィアノアに関する規程で定める団体の参加について、常にオープンにしている。 ②「れいんぼう」については、第5次計画期間中は継続する方向であるが、平成30年度にアセスメントを行い、その結果に応じて、体系図上の他の区分に組替えることがあり得る。				

【追加説明】

- ①「ウィアノア」は、助成事業や委託事業とは異なり、大田社協が他の団体と目的意識を共有し、具体的な役割を担いながら、地域福祉推進のための新しい事業モデルを確立していくことが目的である。
- ②今後、他の団体との協議等により、「おおたスマイルプロジェクト」とは異なる枠組みで新しい事業が生まれることもあり得る。その場合には、関係する団体と協議して、新しい事業名を設定することもある。

Ⅱ

担い手を育てる

❖5年後の姿❖

互助・共助を支える人材育成のしくみが充実し、ライフステージに合わせ参加できます。

1

福祉を学び、地域で活かす

体 系 図	Ⅱ-1-(1)				
事 業 名	介護職員初任者研修				
事 業 概 要	東京都介護職員初任者研修事業実施要綱等に基づき、大田社協が実施主体となって研修を行う。 ①研修時間数 130 時間(通学 25 日・実習1日) ②定 員 24 名 ③費 用 79,000 円(平成 27 年度実績)				
取 り 組 み 方	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	推進 				
	修了者24名				
補 足 事 項 そ の 他	これまで研修会場として使用してきた施設について、老朽化が進んでいることから建替え等の計画が出てくることが考えられる。その場合、代替施設の確保や新施設完成後において従来通りの使用の可否が問題となる。このような事情から今後の見通しが不明なため、達成目標は別途改めて策定する。				

体 系 図	Ⅱ-1-(2)				
事 業 名	同行援護者従業者養成研修				
事 業 概 要	東京都障害者居宅介護従事者基礎研修等事業実施要綱等に基づき、同行援護従業者養成研修(一般)を実施する。 ①定員は 15 名とする。 ②講義のほか、大田区役所、東急電鉄駅構内等で実習を行う。 ③研修時間は 20 時間とし、費用は 18,000 円(平成 27 年度実績)。				
取 り 組 み 方	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	推進 				
	修了者数15名	修了者数15名	修了者数15名	修了者数15名	修了者数15名
補 足 事 項 そ の 他	修了者に対しては、大田社協が行っている「同行援護・居宅介護事業」のヘルパーとしての就業を勧誘する。				

体 系 図	Ⅱ-1-(3)				
事 業 名	介護者育成研修				
事 業 概 要	日本赤十字社と連携して研修会を開催する等により、介護や救急に関することや若い子どもの安全確保等について、知識や技術の普及を図る。 ①1日介護講座 ②幼児安全法(支援員養成講習・短期講習) ③救急法基礎講習 ④介護ワンポイント講座				
取 り 組 み 方	【1日介護講座】 日本赤十字社との共催により、寝たきり予防、体の動かし方、着替え、車いすの操作等をテーマに、1回4時間の講座を開催する。				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	推進				
	参加者100名	参加者100名	参加者100名	参加者100名	参加者100名
	【幼児安全法 支援員養成講習】(日本赤十字社共催) 「子どもの成長と発達」・「起こりやすい事故の予防と手当」・「子どもの病気と看病の仕方」をテーマに、1回15時間の講習を開催する。修了者には支援員認定証が交付される。				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	推進				
	修了者75名	修了者75名	修了者75名	修了者75名	修了者75名
	【幼児安全法 ワンポイント講習】(日本赤十字社共催) 「応急手当コース」と「心肺蘇生コース」をテーマに、1回2時間の講習を開催する。				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	推進				
	参加者90名	参加者90名	参加者90名	参加者90名	参加者90名
	【救急法基礎講習】(日本赤十字社共催) 「応急手当」・「心肺蘇生」をテーマに1回5時間の講習を開催する。				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	推進				
	参加者50名	参加者50名	参加者50名	参加者50名	参加者50名
	【介護ワンポイント講座】(大田社協単独事業) 「食事」・「清拭」等をテーマに、1回2時間の講習を開催する。				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	推進				
	参加者50名	参加者50名	参加者50名	参加者50名	参加者50名
補 足 事 項 そ の 他	その他、介護や障害者理解に関する講座等開催し啓発を図っていく。				

体 系 図	Ⅱ-1-(4)				
事 業 名	災害時支援者育成等研修				
事 業 概 要	日本赤十字社と共催により、避難所生活が高齢者に及ぼす影響や気を付けたい病気、症状に関すること、接し方等をテーマとして、1回2時間の講習を開催する。				
取 り 組 み 方	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	推進 				
	参加者100名	参加者100名	参加者100名	参加者100名	参加者100名
補 足 事 項 そ の 他	日本赤十字社の事業名称は、「災害時高齢者生活支援講習」という。				

体 系 図	Ⅱ-1-(5)				
事 業 名	社会貢献型後見人養成講習				
事 業 概 要	後見業務の担い手不足が懸念されていることから、社会貢献的な意義を持って地域の中で成年後見人として活動できる住民を養成し、安心して暮らすためのセーフティネットの充実を目指す。なお、講習終了後は、東京家庭裁判所の審判に基づき、大田社協の監督のもとで、後見業務に従事することを予定している。				
取 り 組 み 方	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	推進 				
	修了者5名	修了者5名	修了者5名	修了者5名	修了者5名
補 足 事 項 そ の 他	実務研修は、大田社協職員(成年後見業務補助員)の身分で行う。				



幼児安全法



災害時高齢者生活支援講習

体 系 図	Ⅱ-1-(6)				
事 業 名	手話講習会				
事業概要	1年間を通した講習会を木曜日(夜の部)と金曜日(昼の部)に開催する。初級・中級・上級クラスのほか、通訳養成課程(半年間)の4コースを実施する。大田区からの受託事業。 ①各クラスに、講師と講師補助者を配置する。その人選は、大田区聴覚障害者協会の協力を得て、大田区が決定する。 ②受講者の募集は、初級クラスのみ区報等で行う(定員50名)。中級及び上級クラスは持ち上りのほか、人数に余裕のある範囲で編入試験の上で受け入れることもある。 ③通訳養成課程は、上級修了者で希望者の中から、選抜試験を実施して合格した方を対象に行う(定員15名)。 ④各クラス修了者には、大田区長名で修了証を交付する。				
取り組み方	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	推進 				
	各コース受講者の概ね75%修了	各コース受講者の概ね75%修了	各コース受講者の概ね75%修了	各コース受講者の概ね75%修了	各コース受講者の概ね75%修了
補足事項その他	平成27年度より、大田区の所管が「障がい者総合サポートセンター さぼーとぴあ」となった。同センターが行う障害福祉施策との調和を図ることも必要となることが予想されることから、講習会の運営に齟齬が生じないように、連絡調整を緊密に行っていく。				

体 系 図	Ⅱ-1-(7)				
事 業 名	点訳講習会				
事業概要	点訳の基礎知識の習得を目的として、半年間の講習会を木曜日に開催する。大田区からの受託事業。 ①講師は大田区が決定する。 ②受講者の募集は、区報等により行う(定員30名)。 ③修了者には、大田区長名で修了証を交付する。				
取り組み方	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	推進 				
	受講者のうち概ね75%修了	受講者のうち概ね75%修了	受講者のうち概ね75%修了	受講者のうち概ね75%修了	受講者のうち概ね75%修了
補足事項その他	平成27年度より、大田区の所管が「障がい者総合サポートセンター さぼーとぴあ」となった。同センターが行う障害福祉施策との調和を図ることも必要となることが予想されることから、講習会の運営に齟齬が生じないように、連絡調整を緊密に行っていく。				

2 福祉で学び、未来に活かす

体 系 図	Ⅱ-2-(1)				
事 業 名	福祉教育活動支援				
事 業 概 要	学校教育の現場における社会福祉を題材とした学習活動について、企画運営に関する相談助言、福祉サービス事業者等福祉活動に従事する団体との連絡調整、福祉従事者等訓練用器材や車いす等の貸し出しを行い、円滑な学習活動を支援する。 貸出器材として、高齢者疑似体験セット、妊婦体験セット、育児体験セット、白杖、車いす、点字器等を用意している。				
取 り 組 み 方	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	推進 				
	年10校で実施	年10校で実施	年10校で実施	年10校で実施	年10校で実施
補 足 事 項 そ の 他	地域社会との多様なネットワークを構築する観点から、PTAとの関わりについても視野に入れながら推進していく。				

体 系 図	Ⅱ-2-(2)				
事 業 名	夏ボランティア活動体験事業				
事 業 概 要	夏季を利用して、中学生以上を対象としてボランティア体験の機会を提供する。活動プログラムは、大田区内の福祉施設やNPO団体の協力に基づいて準備し、参加者がそれぞれの希望に合う活動を選択して参加する。 ①夏季からの活動開始に合わせて、広報活動や、大田区内の福祉施設等との連絡調整を行う。 ②7月上旬から活動プログラムを配布し、希望する活動への申込みの受付、施設等との間の連絡調整、ボランティア保険加入手続きを行なう等、参加者が充実した体験を得られるようにサポートしていく。				
取 り 組 み 方	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	推進 				
	参加者数 延130人	参加者数 延140人	参加者数 延150人	参加者数 延150人	参加者数 延150人
補 足 事 項 そ の 他	この事業は、東京ボランティア・市民活動センターを中核として、都内全域において実施しており、30年以上の歴史を有している。				

体 系 図	Ⅱ-2-(3)				
事 業 名	福祉実習指導 <新規>				
事 業 概 要	大学・専門学校等の社会福祉士養成課程における相談援助実習を受け入れ、所定の課程の定めるところにしたがい、実習に従事させる。 ①相談援助に必要とされる知識と技術について、養成校と協議した日程において、実習を受け入れる。「実習指導者」「各部署の実習担当者」「養成校」が連携し、プログラムの充実と受入れ体制の整備を図る。 ②実習の成果等を高めるため、実習指導者を養成する。				
取 り 組 み 方	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	推進 				
	実習生3名 指導者4名	実習生4名 指導者5名	実習生5名 指導者6名	実習生6名 指導者7名	実習生6名 指導者8名
補 足 事 項 そ の 他	①実習プログラム作成にあたっては、3段階モデル(「職場実習」「職種実習」「ソーシャルワーク実習」)を反映させ、地域ニーズの把握から解決へ向けての実践を学べるよう指導していく。 ②社会福祉士養成課程の相談援助実習だけでなく、福祉分野への理解を深めるための実習など多様な実習の形態についても養成校等と協議していく。 ③指導者数を5年後に8名とする。				

3 広く学び、現場で活かす

体 系 図	Ⅱ-3-(1)				
事 業 名	施設ボランティア担当者研修				
事 業 概 要	施設におけるボランティア活動の円滑な展開や、今後期待される社会福祉法人の公益的活動の活性化も念頭に、施設と地域社会との良好な関係を継続発展させるための取り組みについて、講義とディスカッション等を通じ、施設側における課題の整理と共通理解の醸成を図る。				
取 り 組 み 方	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	推進 				
	参加者30名	参加者30名	参加者30名	参加者30名	参加者30名
補 足 事 項 そ の 他	複数の社会福祉法人職員が参加する事業であることから、大田区社会福祉法人協議会の動向も踏まえて、運営方法等について検討を進めていく。				

体 系 図	Ⅱ-3-(2)				
事 業 名	福祉法律セミナー				
事 業 概 要	相談業務・窓口業務に従事している福祉サービス従事者等を対象に、日常生活で生じやすい法律問題や消費者被害、民法に関する基礎的な知識等を、弁護士により実例を交えながら講演を行う。 ①講演テーマは、大田社協と第二東京弁護士会で協議して決定する。 ②会場は、蒲田のほか、受講者の利便性や関係機関との連携強化を図る目的で、地域包括支援センターや病院等を利用し、区内を巡回して開催する。				
取 り 組 み 方	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	推進 				
	4回開催	4回開催	4回開催	4回開催	4回開催
補 足 事 項 そ の 他	会場を管理している団体を事業協力団体としている。大田社協は広報、司会進行等を担当し、協力団体は会場を無償で提供。講師は、第二東京弁護士会においてテーマに合わせて決定する。				

体 系 図	Ⅱ-3-(3)				
事 業 名	中小事業所等合同研修 《新規》				
事 業 概 要	福祉サービス事業に取り組む中小の事業所と連携して、従事者対象の研修会を実施して人材育成を進め、地域福祉活動の底上げを図る。 ①事業者団体と協議体等連携を円滑に進めるための枠組みを作り、研修内容や日程等企画立案と、事業の進行管理を行う。 ②研修内容は、対人ケアに関する知識技術のほか、労務管理や財務等の組織マネジメントに関するものについても行うことができる。				
取 り 組 み 方	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	ニーズ調査 協 議	協 議 試 行	推 進		
	連携への事業所等への働きかけ	協議体等発足 1～2回試行	年間2回以上	年間2回以上	年間2回以上
補 足 事 項 そ の 他	①研修の対象は、事業所と雇用関係にある者とするが、職種や雇用形態については制限しないものとする。 ②将来的には、社協会員加入や事業連携等、社協が行う地域福祉活動への協力も依頼していく。				

Ⅲ プラットフォーム化を進める

❖5年後の姿❖

地域福祉活動等に関する情報が公開・共有され、新しい取り組みを生み出すサイクルが整います。

1 選択肢を増やす情報の提供

体 系 図	Ⅲ-1-(1)				
事 業 名	ボランティア・地域活動相談				
事 業 概 要	ボランティア活動や地域活動について、その活動の進め方や資金調達方法、活動内容の企画等に関する活動体からの相談や、地域活動等による支援を必要としている個人や団体からの相談について、アドバイスや連絡調整、関係機関団体等への仲介等の支援を行う。 また、ボランティア活動に対する啓発普及を図るため、一般向け講演会等を開催する。				
取 り 組 み 方	【需給調整・活動相談等】 ①ボランティア活動希望者等の相談対応と登録。 ②「ボランティア・コミュニケーション」等によるボランティア活動等に関する啓発普及を進める。 ③ボランティア団体等に対する会議室、印刷機材等の貸し出しを行う。 ④関係機関団体との定期的な会合を開催し、意見交換を行う。 ⑤ボランティア保険等の加入、請求手続き事務の実施。				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	推進 				
	相談対応 1,300件	相談対応 1,400件	相談対応 1,500件	相談対応 1,600件	相談対応 1,700件
	【地域活動啓発セミナー等】 ①これからボランティア活動を考えている住民等を対象として、ボランティア体験の発表の場などを作る。 ②初歩的な手話や疾病等をテーマに、単発又は短期間のセミナー等を開催して、福祉活動に対する意識の啓発を進める。				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	推進 				
	開催年3～4回	開催年3～4回	開催年3～4回	開催年3～4回	開催年3～4回
補 足 事 項 そ の 他	高齢者層の地域活動参加については、高齢者等就労・社会参加支援センターが行っている「社会参加支援」との連携を図りながら取り組む。				

体 系 図	Ⅲ-1-(2)				
事 業 名	後見・虐待防止等権利擁護相談				
事 業 概 要	①弁護士、司法書士、公証人による無料法律相談(30～60分)を毎月、火曜日と木曜日に定期的に開催する(予約制)。 ②弁護士会、司法書士会、公証役場とそれぞれ定期的に無料法律相談等を開催する(各団体と年1～2回)。 ③成年後見センター窓口において、後見や遺言相続や権利侵害に関する住民や福祉従事者からの相談に対応する。				
取 り 組 み 方	【福祉法律相談(例月開催)】 ①弁護士(第1～4火曜日 1件 40分) 法律問題全般 ②司法書士(第1・2・4木曜日1件 60分) 後見、遺言相続等 ③公証人(第3木曜日 1件 30分) 後見、遺言相続、公証関係 ④弁護士(第4金曜日 1件 60分) 福祉従事者専門相談				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	推進 				
	開催回数100回	開催回数100回	開催回数100回	開催回数100回	開催回数100回
	【無料法律相談会】 ①第二東京弁護士会 年1回 家族問題全般に関する相談 ②司法書士会大田支部 年2回 成年後見、遺言相続等に関する相談 ③公証役場(大森・蒲田) 年1回 公証週間記念事業				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	推進 				
	4回以上開催	4回以上開催	4回以上開催	4回以上開催	4回以上開催
	【窓口相談】 事務所での対応のみならず、必要に応じて自宅等を訪問して成年後見等権利擁護関係の相談に応じるほか、不動産や金銭の貸借問題等、社協の専門外の相談であっても専門機関等に繋げ、速やかに問題解決に結びつくように支援していく。				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	推進 				
	年間1,800件超	年間1,800件超	年間1,800件超	年間1,800件超	年間1,800件超
補 足 事 項 そ の 他	権利擁護に対する意識の啓発や、窓口のPRを兼ねて、無料セミナー等も年間2回程度開催していく。				



体 系 図	Ⅲ-1-(3)				
事 業 名	就労支援				
事 業 概 要	①概ね 55 歳以上の方を対象とした、無料職業紹介事業として求人先・求職者の紹介に加えて、より一層就労の促進を図るため、再就職に向けた各種のセミナー、実務体験、面接会等を開催する。 ②社会貢献活動等も含めた社会参加に向けた取り組みについての相談等に応じる。				
取 り 組 み 方	【求人・求職相談】 職業安定法その他の関係法令に基づき、求人者と求職者の斡旋を行う。				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	推進 				
	就職率 48%	就職率 48%	就職率 50%	就職率 50%	就職率 50%
	【再就職支援セミナー】 履歴書・職務経歴書の書き方や面接のポイントの指導、高齢者就業の現状等総合的な情報提供を行なう「再就職支援セミナー」、体験発表や意見交換等を行う「経験者交流会」を開催する。				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	推進 				
	参加者 (年間) 120名	参加者 (年間) 120名	参加者 (年間) 120名	参加者 (年間) 120名	参加者 (年間) 120名
	【実務(職場)体験】《新規》 求人企業の協力を得て、現場における作業内容等の体験会を開催し、求職者が求人先に対する理解を深める機会を作り、より具体的なイメージを持って求職活動が行えるよう支援する。				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	推進 				
	参加者 (年間) 40名	参加者 (年間) 40名	参加者 (年間) 40名	参加者 (年間) 40名	参加者 (年間) 40名
	【面接会等】 幅広く求人企業が参加する「合同就職面接会」や、特に求人ニーズの高い職種(清掃・介護・警備等)を中心としたミニ就職面接会を定期的に開催して、就業機会の拡大を図る。				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	推進 				
	面接会 6回	面接会 6回	面接会 6回	面接会 6回	面接会 6回
補 足 事 項 他	①就労支援関係の事業は、日常的にハローワーク大森等行政機関をはじめ、シルバー人材センターなど民間団体との情報交換に努め連携を図りながら推進していく。 ②社会貢献等社会参加活動への支援は、ボランティア・区民活動センターと連携しながら推進する。				

体 系 図	Ⅲ-1-(4)				
事 業 名	広報紙(会報等)の発行				
事 業 概 要	大田社協が発行している情報紙は次の二種類ある。 ①会報「おおた社協だより」 大田社協の活動等を広報する媒体として、年4回発行。会員、寄附者、行政機関のほか、自治会町会回覧板等により配布する。なお、年2回、新聞折込による各戸配布。一部地域については、障害者施設に配布業務を委託している。編集は職員が行う。 ②ボランティア情報紙「ボランティア・コミュニケーション」 ボランティア活動の紹介等を中心に、年間6回発行してボランティア登録者や関係機関団体等に配布している。編集は、ボランティア・区民活動センター職員が担当する。				
取 り 組 み 方	【おおた社協だより】 ①情報通信手段の多様化を踏まえて、28年度中に広報紙とホームページの機能や内容について、見直しを行う。 ②発行部数、配布方法等は、見直しの結果を踏まえて整理する。				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	従来通り	新しい枠組みにて推進	→		
	広報活動全般の見直し				
	【ボランティア・コミュニケーション】 28年度から、発行部数を1,000部増やし、1回6,000部とするほか、ページ数を増やし、ボランティア活動紹介記事の充実を図る。				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	推進	→			
	6回6,000部発行	6回6,000部発行	6回6,000部発行	6回6,000部発行	6回6,000部発行
補 足 事 項 そ の 他	「おおた社協だより」は、紙面の一部にある広告掲載欄も拡大し、収益を上げ広報経費の充実も検討していく。				



ミニ就職面接会

体 系 図	Ⅲ-1-(5)				
事 業 名	ホームページ等の運営				
事 業 概 要	組織体制等経営情報、事業内容、イベント情報等を紹介。年間のアクセス数は、概ね11～12万件程度。更新は定期的に月2回。				
取 り 組 み 方	①情報通信機器等の多様化を念頭に、平成28年度中にホームページのリニューアルを行う。 ②他の社会福祉法人の活動等が紹介できる構成とする。 ③年間アクセス件数を前年度比で10%程度の増を目指す。 ④バナー広告の導入を図り、収益を確保していく。				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	リニューアル	推進 			
	年間アクセス 12万件	年間アクセス 13万件	年間アクセス 14万件	年間アクセス 15万件	年間アクセス 16万件
補 足 事 項 そ の 他	リニューアルにあたっては、大田社協の広報活動の全体の枠組みの中での「ホームページのあり方」を検討していく。				



<http://www.ota-shakyo.jp/>

大田社協

で検索

2

連携・協働に向けた情報の共有

体 系 図	Ⅲ-2-(1)				
事 業 名	自治会町会との情報の共有				
事 業 概 要	①各地区自治会連合会長が社協理事として経営に参画しているほか、各自治会町会からは、社協会員募集や社協会報の配布等組織強化に向けた取り組み、共同募金活動等について、全面的に協力を得て行っている。 ②地域力推進地区委員会その他の会議に参加し、社協活動についてPRを行っている。 ③自治会町会主催のイベント等に、ブースを出展する等により参加し、ふれあいの機会としている。				
取 り 組 み 方	①社協活動や共同募金活動に関して、分かりやすい内容で情報公開に努めて地域住民の理解と協力を得ていく。 ②地域担当制を導入し、自治会町会主催の会議や行事等に参加することを通じて、地域住民と社協の連携の強化に努める。 ③自治会町会と協働して、地域協働型連携事業(ウィアノア)等を企画実施する。				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	推進 				
補 足 事 項 そ の 他	会費収納100% 広報紙配布2回	会費収納100% 広報紙配布2回	会費収納100% 広報紙配布2回	会費収納100% 広報紙配布2回	会費収納100% 広報紙配布2回



体 系 図	Ⅲ-2-(2)				
事 業 名	民生委員・福祉関係団体等との情報の共有				
事 業 概 要	①大田社協では、民生委員児童委員を定款細則の中で「参与」として規定しているほか、各種委員会委員等を委嘱している。また、例月開催される地区民生委員児童委員協議会に出席し、事業への協力依頼や広報を行っている。 ②民生委員児童委員協議会や福祉関係団体等の活動に対して、団体主催行事の後援や資金の一部助成、研修講師の派遣等を行う。				
取 り 組 み 方	【大田区民生委員児童委員協議会】 18 地区ごとにある民生委員児童委員協議会への出席に加えて、課題ごとに設定される会議等にも参加する等により、地域にあるニーズの把握や問題意識の共有に努める。				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	推進				
	【障害者団体・シニアクラブ等】 地域活動の進め方や将来の生活設計等に関する学習会や相談会、意見交換会等を開催して、協力関係の強化と地域福祉等に対する問題意識を共有していくことに努める。				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
補 足 事 項 そ の 他	推進				
	【NPO法人・区民活動団体等】 地域活動の進め方や団体運営のノウハウ等に関する学習会、住民向け啓発活動等について共同して取り組みながら、協力関係の強化と地域福祉等に対する問題意識を共有していくことに努める。				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	推進				



地区民生委員児童委員協議会

体 系 図	Ⅲ-2-(3)				
事 業 名	福祉従事者・専門職団体等との情報の共有				
事 業 概 要	①改正社会福祉法に基づき、主に大田区内に本部を有する社会福祉法人により組織した「大田区社会福祉法人協議会」を中核として、社会福祉法人の地域公益活動を推進する。 ②福祉職団体の主体的な活動に対して、資金の助成を行うほか、住民を対象とした講演会やイベントを共催等により行う。 ③広報活動、セミナーの共催等を通じて、社会貢献活動への勧誘や、事業分野を超えて地域の課題解決に取り組む枠組みを構築する。				
取 り 組 み 方	【大田区社会福祉法人協議会】 《新規》 法人協議会の幹事団体として、協議会の運営と活動内容の企画立案等について、関係団体等との連絡調整に努め、改正社会福祉法にいう社会福祉法人の公益的活動の推進を図る。				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	推進				
	【福祉職関係団体】 各団体の活動に対する助成をはじめ、構成員を対象としてスキルアップのための研修会等の共同開催、大規模災害発生時等を想定した福祉職のネットワーク作り等、新しい課題について協力して取り組んでいく。				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	推進				
	【企業・弁護士会等各種団体】 地域社会にある様々な課題の解決に向けて、行政機関と連携して広報活動を展開して社会貢献活動への意識の啓発と、他の分野の団体が持っている知識や技術の提供等の協力を働きかけていく。				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
推進					
補 足 事 項 そ の 他	次の点に留意して事業を推進する。 ①関係機関団体の間で必要な情報が円滑に行き交う道筋を、重層的に構築する。 ②関係機関団体が有している特性を把握・分析し、その情報に基づいて多様な選択肢を提供できる相談対応を実現する。				



弁護士とケアマネージャーとの懇談会

体 系 図	Ⅲ-2-(4)				
事 業 名	教育・消費者行政部門等との情報の共有				
事 業 概 要	①子育て支援をテーマとする事業活動の実施にあたっては、教育委員会や学校に対しても趣旨の説明と協力依頼等を行い周知を図り、福祉と教育分野が連携して推進する。 ②消費者生活センター、警察、弁護士会等と連携を図り、権利擁護の視点からの悪質商法被害の防止と、福祉サービスの消費者という視点からの消費者教育を推進する。				
取 り 組 み 方	教育や消費生活に関するテーマは、くらしの中に身近に存在しており、地域社会から寄せられるニーズも多様であることから、関係行政機関に加えて、可能な限り他の団体との参加も働きかけていく。				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	推進 				
補 足 事 項 そ の 他	消費者教育推進法では、日常生活上の様々な場において消費者教育を推進する多様な主体の連携をはじめ、事業者には、消費者に対して「消費生活に関する知識の向上」を支援する努力が求められている。 また、文部科学省では、各教育委員会に対して、大学や社会教育における消費者教育の推進に関する指針を示している。 このようなことから、地域福祉活動においても消費者教育との連携が期待されていることに加え、福祉「事業者」としての努力義務を有していることに留意して関係機関団体との協力を進めるものとする。				

3 プラットフォームを支える情報の収集・分析

体 系 図	Ⅲ-3-(1)				
事 業 名	地域担当制 <<新規>>				
事 業 概 要	大田区福祉部の4地域福祉課が管轄する地区ごとに、当該エリアを専属に担当する社協職員を配置して、地域社会との連携の強化を図る。				
取 り 組 み 方	1つの地区について、4～6名で1チームを編成する。28～29年度は試行期間として運営方法等のノウハウを蓄積し、30年度に全区展開を図る。				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	試 行  全 区 展 開 				
	新 規 1地区	継 続 1地区 新 規 1地区	継 続 2地区 新 規 2地区	継 続 4地区	継 続 4地区
補 足 事 項 そ の 他	地域担当制は、担当地域で課題となっている具体的な福祉ニーズの把握を第一の目的とし、そのために関係機関団体とのネットワークの強化に努める。				